

第5次羽村市男女共同参画基本計画

(令和4年度～令和8年度)

提 言

令和4年1月

羽村市男女共同参画推進会議

◆目次◆

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	羽村市が目指す男女共同参画社会	1
3	基本理念	2
4	計画期間	2
5	基本計画の位置付け	2
	(1) 関係法令等との関係	
	(2) 羽村市男女共同参画基本計画実施計画	
	(3) 市民からの意見の反映	
	(4) 事業所としての羽村市役所の取組み	
6	計画策定の背景	4
	(1) 世界の動き	
	(2) 国の動き	
	(3) 東京都の動き	
	(4) 羽村市の動き	
	(5) 男女共同参画社会をめぐる現状認識	

第2章 計画の内容

1	計画の体系	13
2	主な目標指標	14
3	基本目標別取組み	16
	基本目標1 人権の尊重	16
	基本目標2 女性の活躍推進	17
	基本目標3 あらゆる暴力の根絶・安心な暮らしの実現	18
	基本目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	20
	基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進	22
	基本目標6 地域活動における男女共同参画の推進	24

第3章 推進体制の充実

1	羽村市男女共同参画推進委員会の運営	27
2	羽村市男女共同参画推進会議の運営	27
3	官公署等関係機関との連携強化	27
4	市内事業所や市民活動団体との連携体制の構築	27

《第 1 章》

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

市では、1997年（平成9年）に「男女共同参画都市宣言」を行い、2002年（平成14年）に「はむら男女共同参画推進プラン」を策定、2007年（平成19年）には、「羽村市男女共同参画推進条例」を制定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進してきました。しかし、男女共同参画に関する意識（性別に基づく固定的な役割分担意識や性差による偏見、格差など）や、女性の就業継続をめぐる状況、配偶者からの暴力など、依然として課題は存在し、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大が与える女性への影響など、新たな課題も顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、本計画は、「第4次羽村市男女共同参画基本計画」の基本理念を継承しつつ、社会情勢や新たな課題等に適切に対応し、男女共同参画社会を実現していくために策定するものです。

2 羽村市が目指す男女共同参画社会

市が1997年（平成9年）11月1日に行った「男女共同参画都市宣言」に、目指す男女共同参画社会について掲げています。

羽村市男女共同参画都市宣言

自分らしく生きよう” はむら” アピール ～男女共同参画都市宣言～

多摩川の清流と花と緑に恵まれ、人々の温かい心が通いあうまち” はむら” 。
このまちに生きるわたしたちは、性別にとらわれず、人権を尊重し、魅力あるまちを築くため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 一人ひとりが自立し、認めあい、自分らしくいきいきと暮らせる” はむら” をめざします。
- 1 男女が共に仕事・家事・育児・介護などをわかちあう” はむら” をめざします。
- 1 一人ひとりが能力と個性を發揮し、社会のあらゆる分野に自らの意思と責任で参画できる” はむら” をめざします。
- 1 男女が共に地球市民として、地域から世界へ友情と平和の輪を広げる” はむら” をめざします。

1997年11月1日

羽村市

3 基本理念

本計画は、羽村市男女共同参画推進条例に基づき策定する、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画であることから、同条例第3条に規定する5項目を基本理念とします。

- 男女の人権の尊重

男女が個人として尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。

- 社会における制度や慣行のあり方の見直し

性別による固定的な役割分担等を反映した社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

- あらゆる活動における方針決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案や決定に共同して参画する機会が確保されること。

- 家庭生活における自立と他の活動との両立

男女が、相互の協力と社会的支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活における活動とそれ以外の活動を行うことができるようにすること。

- 地球市民としての国際協調

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における取組と密接に関係していることを踏まえ、国際的協調の下に行われること。

4 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

5 計画の位置付け

(1) 関係法令等との関係

① 「男女共同参画社会基本法」及び、国の「第5次男女共同参画基本計画」

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として策定するもので、令和2年12月25日に閣議決定された国の「第5次男女共同参画基本計画」の方向性と軌を一にした、男女共同参画社会実現のための計画です。

② 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

本計画の「基本目標3 あらゆる暴力の根絶・安心な暮らしの支援 (1) 男女間や子どもに対するあらゆる暴力の根絶 ①DVおよびデートDV、リベンジポルノ防止対策の推進」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置付けます。

③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）は、「自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること」を女性の職業生活における活躍と定義し、就業形態に関わらず、既に働いている女性だけでなく、これから働こうとしている女性も含め、自らの希望により、働きまたは働こうとするすべての女性を対象とするものです。

本計画の「基本目標2 女性の活躍推進」および「基本目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成」、「基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進」は、「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する「市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として位置付けます。

④ 「羽村市長期総合計画」

本計画は、市の総合的なまちづくりの指針である「羽村市長期総合計画」に掲げた目標を達成するための分野別計画として位置付けます。

⑤ 「羽村市男女共同参画推進条例」

本計画は、「羽村市男女共同参画推進条例」第10条に規定する、「男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画」として位置付けます。

（2） 羽村市男女共同参画基本計画実施計画

本計画に位置付けた施策に基づいて、市が実施する具体的な事業を示す計画として、毎年度実施計画を策定します。また、実施計画に位置付けた事業については、PDCAサイクルにより、庁内の評価を行い、外部委員で構成する羽村市男女共同参画推進会議による評価を行います。

（3） 市民の意見等の反映

本計画は、羽村市男女共同参画推進会議からの提言を最大限に尊重するとともに、意見公募手続により市民から寄せられた意見を考慮します。

（4） 事業所としての羽村市役所の取組み

市では、「次世代育成支援対策推進法」及び、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく特定事業主行動計画として、令和2年度から6年度を計画期間とする「羽村市特定事業主次世代育成支援及び女性活躍推進行動計画」を策定しました。

羽村市の職員は、この行動計画に基づき、「職員の勤務環境に関する事項」や、「職員の登用・任用に関する事項」、「地域における育児支援の推進」などに関するさまざまな取組みを推進していくものとしします。

6 計画策定の背景

(1) 世界の動き

- 国際連合は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とし、「平等・発展・平和」をテーマに「世界行動計画」を定め、続く1976年（昭和51年）から10年間を「国際婦人の十年」として、男女平等や女性の地位向上のため、世界規模での運動を展開してきました。
- 1979年（昭和54年）には、国際連合総会で、女性差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。
- 1995年（平成7年）の「第4回世界女性会議」（北京）で採択された「北京宣言及び行動綱領」では、「女性の人権の確立」という視点が明確化され、女性の地位向上とエンパワメントの必要性を説いた2000年（平成12年）に向けた戦略目標および行動計画が示されました。
- 2000年（平成12年）の国連特別総会による「女性2000年会議」（ニューヨーク）では、女性への暴力に対処する法律の整備などが盛り込まれた「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。これ以降、「国連女性の地位委員会」では、「北京宣言及び行動綱領」および「女性2000年会議の成果文書」を再認識と実施状況の協議が行われ、「国内政策及び計画におけるジェンダー主流化（2005年）」、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント（2015年）」などの決議が採択され、その取り組みは現在に続いています。
- 2011年（平成23年）には、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際機関（UN Women）」が発足し、世界、地域、国レベルで女性の地位向上を求める動きが活発化しました。
- 2015年（平成27年）に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）では、2030年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、これに沿って各国でさまざまな取り組みが加速化しています。

(2) 国の動き

- 国においても、世界の動きにあわせ、男女共同参画の推進を図るためのさまざまな取り組みが行われ、1985年（昭和60年）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に批准し、「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」が制定されました。
- 1999年（平成11年）6月には、男女共同参画社会の実現を21世紀における我が国の最重要課題として位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」が策定されました。計画は5年ごとに見直されています。
- 2001年（平成13年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が成立し、従来家庭内の問題とされていた配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護、自立支援策の充実などが図られました。
- 2016年（平成28年）4月1日には、企業の女性登用の取り組みや仕事と子育ての両立支援といっ

た「女性が輝く社会」の実現に向け、女性の活躍を一層推進していくため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、労働者が301人以上の民間事業主）に義務付けられました。

○2018年（平成30年）5月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。政治分野における男女共同参画は、政策立案や意思決定において多様な意見を反映するための重要な課題です。同法は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることや、男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにすること、家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにすることが基本原則とされています。基本原則にのっとり、国、地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、実施するよう努めるものとされています。

○2019年（令和元年）6月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。この改正により、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されることとなり、また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

○2020年（令和2年）12月には、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指して、「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

（3）東京都の動き

○2000年（平成12年）3月に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに、東京都、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、2002年（平成14年）1月には、「男女平等参画のための東京都行動計画（チャンス&サポート東京プラン2002）」を策定し、以降5年ごとに計画の改定を行い、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を推進してきました。

○2006年（平成18年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正を受けて、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。

○2017年（平成29年）3月には、国の「第4次男女共同参画基本計画」の策定や「女性の職業生活における活動の推進に関する法律」の施行を受け、「東京都男女平等参画推進総合計画」及び、「東京都女性活躍推進計画」を策定しました。

（4）羽村市の動き

○羽村市では、1993年（平成5年）に初めての行動計画である「羽村市女性行動計画」を策定

し、男女共同参画に対する市民の気運が高まる中、市の姿勢と取組みを広くアピールするため、1997年（平成9年）に「男女共同参画都市宣言」を行いました。

○2002年（平成14年）には、女性を取り巻く国内外の環境が大きく変化し、新たに取り組むべき課題が数多く生じてきたことから、「はむら男女共同参画推進プラン」を策定しました。

○2007年（平成19年）には、「はむら男女共同参画推進プラン後期実施計画」を策定するとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策をより一層推進し、男女共同参画社会の実現を目指すため、「羽村市男女共同参画推進条例」を制定しました。

○2012年（平成24年）3月には、「はむら男女共同参画推進プラン」の後継計画として、「羽村市男女共同参画基本計画」を策定し、2017年（平成29年）3月には社会情勢の変化等を踏まえ計画内容を見直した「第4次羽村市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進しています。

（5）男女共同参画社会をめぐる現状認識

①人口減少と少子高齢化社会の進展

○市の人口（図表1）は、2010年（平成22年）9月の57,772人をピークに、その後は減少に転じています。図表1では、2012年（平成24年）から2021年（令和3年）の10年間の年齢3区分別の人口の推移を示していますが、この10年間で市の人口は2,694人減少しています。内訳をみると、人数、構成割合ともに、年少人口および生産年齢人口が減少し、老年人口は増加しています。

○市の年齢3区分別人口の将来推計（図表2）をみると、生産年齢人口（15～64歳）は長期で減少傾向にあることが予想されており、2015年（平成27年）の実績値は36,002人ですが、2045年（令和27年）には21,174人になると推計されています。年少人口（0～14歳）も減少傾向にあり、2015年（平成27年）年の実績値は7,572人ですが、2045年（令和27年）には4,140人になると推計されています。一方で、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、2015年（平成27年）の実績値は13,030人ですが、2045年（令和27年）には15,797人になると推計されています。老年人口は2015年（平成27年）では全体の23.0%を占めますが、2045年（令和27年）には38.4%となり、現役世代約1.34人で高齢者1人を支えることとなります。

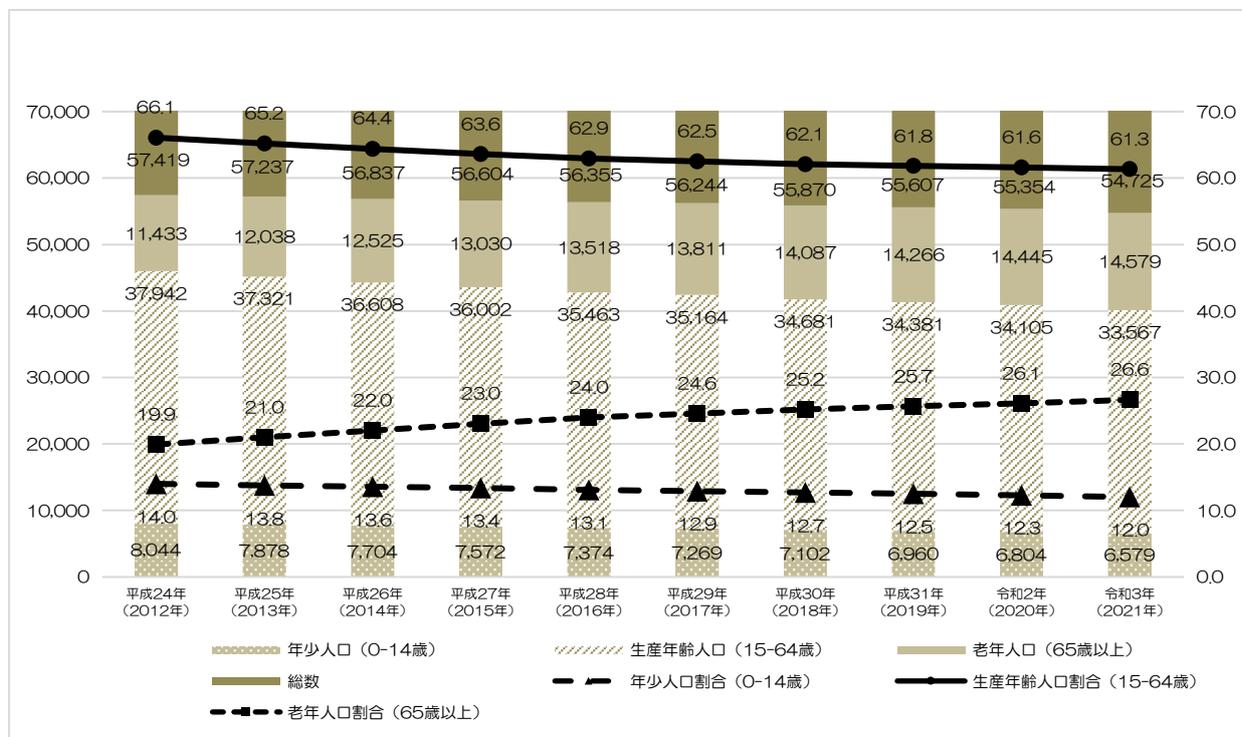
○市の合計特殊出生率の推移（図表3）は、2009年（平成21年）は1.51で、国（1.37）、東京都（1.12）、都内市部（1.20）をいずれも上回っていました。しかし、令和元年度は国と同値の1.36で、依然として、東京都（1.15）、都内市部（1.23）は上回っているものの、減少傾向にあります。

○人口減少や少子高齢化の進行は、地域経済の縮小や労働力の減少、地域のつながりの希薄化など、社会経済に大きな影響を与えることから、人口構造の変化に対応し、地域の特徴を活かした持続可能な社会をつくることが重要となっています。

○このことから、市では人口減少対策として、若い世代の転出を抑制するとともに、転入を増加させ、市への定住につなげていくための施策に取り組んでいます。家庭・職場・地域で女性が輝き続けられる環境を整備していくことなど、男女共同参画の取組みは、人口減少対策としても重要

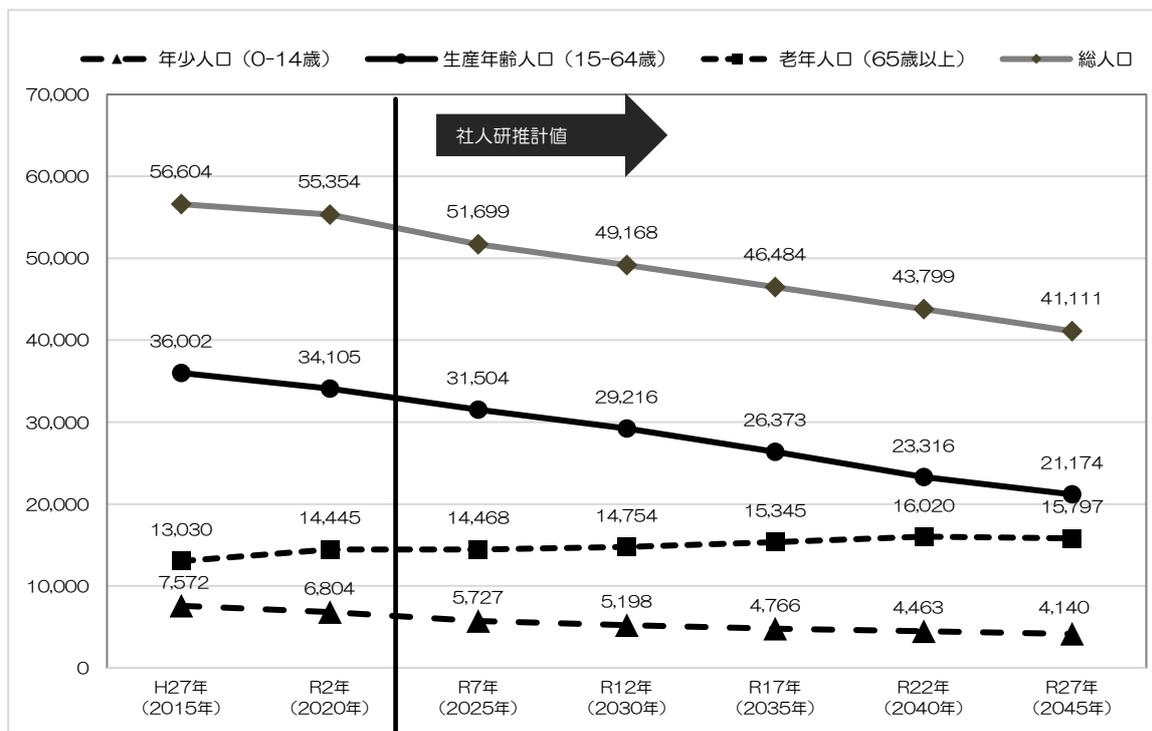
となっています。

図表1 羽村市の人口推移（平成24（2012）年～令和3（2021）年）



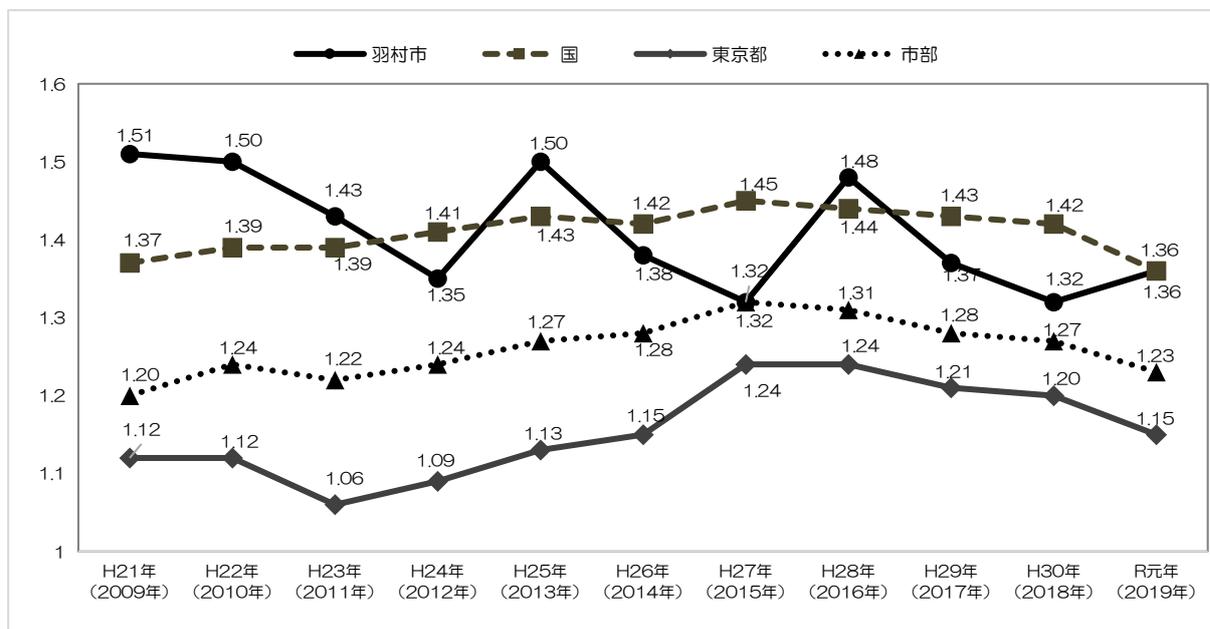
資料 羽村市「住民基本台帳人口（毎年1月1日現在）」

図表2 羽村市の年齢3区分別人口の将来推計



資料：令和2（2020）年までは羽村市住民基本台帳人口における値（外国人を含む。各年1月1日現在）。令和7（2025）年以降は、社人研「日本の地域別将来推計人口」（H30.3.30公表）

図表3 合計特殊出生率の推移（平成21（2009）年～令和元（2019）年）



資料：厚生労働省「人口動態統計」、東京都「福祉保健局人口動態統計」

②新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらした影響

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワークやオンラインの活用が急速に広がり、暮らし方や働き方に変化が起きています。
- また、感染拡大は、男性と女性に対して異なる影響を及ぼしており、特に女性に対して、雇用面や生活面で深刻な影響を及ぼしています。
- 初めて緊急事態宣言が発令された2020年（令和2年）4月には、男女とも雇用者数が減少し、特に女性の雇用者数が大きく減少しました。コロナ禍により大きな打撃を受けている飲食・宿泊業などは非正規雇用労働者の割合が高く、さらにその非正規雇用労働者には女性が多いことなど、男性と比較して、女性が不安定な就業環境に置かれているといった、構造的な課題が顕在化しました。
- また、外出自粛やテレワーク等の影響で男女とも家庭で過ごす時間が増えたものの、男性の家事・育児参画時間に大きな変化は見られず、むしろ女性の家事・育児時間は増加し、その負担は依然として女性に大きく偏っています。
- 感染拡大の長期化は、外出自粛や休業等による生活不安・ストレス等の影響による、配偶者やパートナーからの暴力（DV）の増加や、経済・雇用状況の悪化により不安や悩みを抱える人の増加などを招き、これらを背景に、女性の自殺者数が増加しています。2020年（令和2年）の全国の女性の自殺者数は、対前年同月比で935名の増加となりました。

③SDGsとジェンダー平等

- 2015年（平成27年）に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と

すべての女性と女児のエンパワメントを達成することを目指しています。

- ジェンダーとは、生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別をあらわし、ジェンダー平等とは性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくことを意味しています。
- ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的であり、17のゴールをすべて実現するための手段でもあります。さらに、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図ること」がゴールの一つとして掲げられています。
- 国際社会の中での日本を見ると、「世界経済フォーラム」が2006年から毎年公表している世界各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数では、日本は、諸外国と比較して特に「政治」「経済」の分野で男女格差が大きくなっています。

④東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした多様性と調和の促進

- 2021年（令和3年）に開催された東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京2020）では、「スポーツには世界と未来を変える力がある。」を大会ビジョンとし、「全員が自己ベスト」「多様性と調和」「未来への継承」という3つの基本コンセプトを掲げました。が掲げられ、東京2020組織委員会は、大会を契機に、多様性と包摂（ダイバーシティ&インクルージョン）を備えた社会へと確かな一歩を踏み出すための「東京2020D&Iアクション -誰もが生きやすい社会を目指して-」を公表しました。
- 「東京2020D&Iアクション」が目指す社会は、人種、肌の色、性別、性的指向、性自認、障がい、言語、宗教、政治的又はその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別がなく、互いを認め合い、誰もが自分らしく生きられる共生社会とされ、東京2020大会には、性的マイノリティであることを公表した選手が過去最多となるなど、“性の多様性”がこれまでになく注目を集めました。

⑤ワーク・ライフ・バランス

- 国は、社会全体で仕事と生活の調和の実現を目指すため、2007年（平成19年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。その目的は、少子高齢化による生産年齢人口の減少が進み、共働き世帯が増加する中で、仕事一辺倒のライフスタイルを見直し、仕事上の責任を果たしながら、子育てや介護の時間、家族や友人との時間、自己啓発や地域活動の時間などをもち、仕事と生活の調和を図ることで、健康で豊かな生活を実現するといった考え方を広げようというものです。
- 2021年（令和3年）6月には、育児・介護休業法が改正され、男性の育児休業取得促進のための柔軟な育児休業の枠組みの創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置などが義務付けられました。これまでの「育児か仕事か」「介護か仕事か」といった二者択一構造を解消し、ワーク・ライフ・バランスの実現を目的としています。

《第 2 章》

計画の内容

第2章 計画の内容

1 計画の体系

基本目標	施策	主な取組み
1 人権の尊重	(1) 人権教育・啓発の推進	①家庭における人権の尊重 ②職場における人権の尊重 ③学校教育における人権の尊重 ④地域における人権の尊重
2 女性の活躍推進	(1) ポジティブ・アクションの推進	①市内事業所・各種団体などにおける男女共同参画の取組みへの支援 ②女性のキャリアデザイン支援
	(2) 女性のチャレンジ支援	①女性の就業継続や職場復帰などあらゆる分野への参画支援 ②女性の多様で柔軟な働き方の実現への支援
3 あらゆる暴力の根絶・安心な暮らしの支援	(1) 男女間や子どもに対するあらゆる暴力の根絶	①DVおよびデートDV、リベンジポルノ防止対策の推進 ②ハラスメント防止対策の推進 ③子どもに対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策の推進
	(2) 貧困など生活上の困難に直面する人への支援	①就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組み ②ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり ③「生理的貧困」への対応を通じた支援のしくみづくり
4 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	(1) 男女共同参画意識の啓発	①男女共同参画、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに関する広報・啓発の推進 ②男女共同参画を推進する学習機会の充実
	(2) 男性と子どもにとっての男女共同参画の理解の促進	①男性にとっての男女共同参画に関する 広報・啓発 ②男性の子育て・介護への参画の支援・促進 ③子どもの頃から男女共同参画についての理解の促進
	(3) 多様な性に関する啓発	①性的指向、性自認に関する啓発を通じた理解の促進
5 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発の推進	①ワーク・ライフ・バランスに関する 意識の普及啓発 ②職場における仕事と家庭・地域との 両立支援の取組みの促進 ③働きやすい職場環境づくりの推進
	(2) 仕事と生活の両立支援	①切れ目のない子育て支援 ②多様化する保育ニーズに対応した子育て支援 ③介護のための支援体制の充実
6 地域活動における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における男女共同参画の推進	①地域活動への参画促進 ②地域活動における女性リーダーの育成 ③地域の防災力の向上のための女性の参画支援

2 主な目標指標

男女共同参画社会の実現のためには、男女が対等な構成員として政策・方針決定過程に共に参画することが重要です。

2020年度（令和2年度）に羽村市が実施した「羽村市市政世論調査」では、「男女の地位は平等になっている」と回答した人は18.6%で、2015年度（平成27年度）度実施した前回の調査結果と比較して、その割合は低下しています。

また、内閣府男女共同参画局の「令和元年度家事等の仕事のバランスに関する調査報告書」によると、家庭における家事・育児・介護等の女性への負担の偏りが、仕事面での活躍を阻害する要因の一つであると指摘されています。

第5次羽村市男女共同参画基本計画では、2020年度（令和2年度）に実施した市政世論調査の「男女共同参画」に関する意識や、市政への参画の状況を主な目標指標として定めます。目標値は、第4次計画策定時の数値以上に現状の数値を向上させていくことを目指すものとします。

指標名		第4次計画 策定時 (2015年度 (平成27年度))	現状 (2020年度 (令和2年度))	目標
1	市が設置する審議会等への女性の参画比率	32.6%	22.7%	 (2026年度 (令和8年度))
2	市政への参加・協働意向（男性）	57.6%	41.0%	 (2025年度 (令和7年度))
3	市政への参加・協働意向（女性）	46.7%	33.9%	
4	「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	23.6%	18.6%	
5	炊事・洗濯・掃除などの家事を行うのが「自分と配偶者が同じくらい」と思う人の割合	—	12.8%	
6	育児や子どものしつけを行うのが「自分と配偶者が同じくらい」と思う人の割合	—	20.8%	
7	親や家族の介護を行うのが「自分と配偶者が同じくらい」と思う人の割合	—	13.0%	
8	配偶者等からの暴力について相談可能な窓口の周知度	35.1%	40.9%	

指標の出典：1 庁内調査（企画政策課実施）

2～8 令和2年度羽村市市政世論調査

※5～7については、令和2年度の調査から新たに追加した設問のため、平成27年度の調査結果はありません。

※事業主としての羽村市の目標は、令和2年度に策定した「羽村市特定事業主次世代育成支援及び女性活躍推進行動計画」に「女性職員の管理職割合の向上」、「男性職員の育児休業取得率の向上」などについての数値目標を定めています。

3 基本目標別取組み

基本目標1 人権の尊重

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会は、「個人の尊重、性別による差別的取扱いや性に起因する暴力が根絶され、個人が社会のあらゆる分野で自立し、自分の存在に誇りを持つことができる」と同時に、「一人の人間として敬意が払われる社会」であるとされ、「人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成する上で、根底を成す基本理念となっています。

また、持続可能な開発目標（SDGs）では、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性のエンパワーメントを達成することを目指しています。

市では、一人ひとりの人権が尊重され、能力と個性を生かし、すべての人々が輝くことができる社会、多様な生き方を認め合う社会の実現を目指し、関係機関と連携し、家庭や職場、教育現場、地域における人権に関する理解促進に取り組めます。

（1）人権教育・啓発の推進

・ ・ 主な取組み ・ ・

① 家庭における人権の尊重

男女が互いに尊重し合い、大人も子どもも、一人ひとりをかけがえのない存在として、互いの立場を理解し、助け合えるよう、家庭内での人権尊重に関する学習機会の提供や啓発を進めます。

② 職場における人権の尊重

職場内における、性別や年齢、国籍、障害の有無などを理由とする偏見や差別、従業員や取引先へのパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、賃金格差や安全衛生など、事業者が尊重すべき人権に関する啓発活動を推進します。

③ 学校教育における人権の尊重

子どもたちが人権意識を身につけていくことができるよう、学校教育全体を通じ、児童・生徒の発達段階に応じて、人権の尊重や、男女相互の理解と協力の重要性などに関する人権教育の充実を図ります。

④ 地域における人権の尊重

性別や年齢、国籍、障害の有無などを理由とする偏見や差別など、地域社会で生じるさまざまな人権課題を誰もが身近なこととして考えられるように、人権に関する啓発活動を推進します。

基本目標2 女性の活躍推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されなければなりません。

世界経済フォーラムが毎年公表している「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」の2021年（令和3年）の結果では、我が国は156か国中、120位となっており、特に政治や経済の分野で男女共同参画が遅れていることが指摘されています。

方針決定過程への女性の参画拡大は、社会に多様性と活力をもたらし、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現のために極めて重要であり、取組みの強化が必要であることから、市では、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った意思決定がなされることや、女性があらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指して取組みを推進していきます。

（1）ポジティブ・アクションの推進

・ ・ 主な取組み ・ ・

① 市内事業所・各種団体などにおける男女共同参画の取組みへの支援

市内事業所や各種団体などに対して、性別に基づく固定的な役割分担意識の解消と、ポジティブ・アクションの必要性についての理解を促進するための啓発を行います。

また、女性が活躍する市内事業所を紹介するなど、地域の好事例を取り上げ、男女共同参画の取組みを支援します。

市が設置する審議会などで女性委員の登用を促進するため、関係機関への働きかけや地域人材の掘り起こしなどの取組みを推進します。

② 女性のキャリアデザイン支援

女性が多様な働き方・生き方を選択できる環境づくりと、能力開発の機会の提供など、生涯を通じたキャリア形成に向けた支援に取り組みます。

（2）女性のチャレンジ支援

・ ・ 主な取組み ・ ・

① 女性の就業継続や職場復帰などの支援

出産などのライフイベントや、育児・介護などによる一時的な離職からの復帰に際し、希望する就業を目指した支援を行います。

特に今後の経済・産業構造の変化を捉え、関係機関と連携して就業継続や職場復帰などに必要なデジタルスキルの習得支援などに取り組みます。

② 女性の多様で柔軟な働き方の実現への支援

就職・再就職・起業・副業など、多様で柔軟な働き方を女性自らが選択できるよう、知識やスキルの習得支援、相談や助言などの支援に取り組みます。

基本目標3 あらゆる暴力の根絶・安心な暮らしの支援

暴力（DV、ハラスメントなど）は、性別や、加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではなく、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現においても、緊急かつ深刻な問題です。

昨今では、SNSなどのインターネット上のコミュニケーションツールの普及に伴い、女性に対する暴力の被害は一層多様化しており、新たな形の暴力に対し、迅速かつ的確に対応していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の日常生活に大きな影響を及ぼしており、雇い止めや休業等による所得減少など、特に非正規雇用の女性やひとり親などの女性の経済的な影響は大きいものがあります。

市では、あらゆる暴力の根絶を目指し、誰もが尊厳と誇りを持って安心して暮らすことができる社会を目指すとともに、生活上の困難に直面する人たちへの支援に取り組みます。

（1）男女間や子どもに対するあらゆる暴力の根絶

・ ・ 主な取組み ・ ・

① DVおよびデートDV、リベンジポルノ防止対策の推進

配偶者やパートナーなどからの暴力である「DV」、交際相手への暴力である「デートDV」、別れた交際相手や配偶者に対する「リベンジポルノ」など、親密な関係にあった人から支配的に振舞われる暴力に対する理解を広め、予防啓発と相談体制の整備・充実や、関係機関との連携による被害者への支援体制の充実、また、加害者への再発防止のための啓発に取り組みます。

② ハラスメント防止対策の推進

安心していきいきと働き、生活することができるよう、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業などに関するマタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントなどあらゆるハラスメントを防止するための啓発活動に取り組みます。

③ 子どもに対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策の推進

子どもに対する虐待や性犯罪などの暴力は、心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、子どもおよび保護者などへの予防啓発に取り組むとともに、インターネット上の情報交換や交流の場であるコミュニティサイトに起因する被害を防止するための取組みの推進や学習機会の提供に取り組みます。

（2）貧困など生活上の困難に直面する人への支援

・ ・ 主な取組み ・ ・

① 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組み

性別や年齢に関わらず働ける社会の実現に向けて、さまざまな関係機関と連携した就業支援や多様な就業機会の提供などに取り組みます。

また、就業活動困難、家庭の課題、メンタルヘルスなど、課題を複数抱えている人のそれぞれ

の状況に応じた自立を促進するため、関係機関と連携した、包括的な相談および自立支援に取り組みます。

② ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり

子育てや生活などに悩みを持つひとり親家庭などに対し、生活相談や、一時的に家事・育児援助のサービスが必要となった際のホームヘルパーの派遣など、子育てや生活・健康に係る支援に取り組みます。

また、児童扶養手当や児童育成手当の支給などの経済的支援を実施するとともに、関係機関などと連携・協力し、ひとり親家庭などの経済的自立、生活の安定に向けた就業支援を推進します。

③ 「生理の貧困」への対応を通じた支援のしくみづくり

経済的な理由などにより生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」問題への対応を通じて、その女性に寄り添った支援につなげるためのしくみづくりに取り組みます。

基本目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

人々の意識の中に根強く残っている性別に基づく固定的な役割分担意識は、男女共同参画社会の実現において大きな障害の一つとなっています。固定的な役割分担意識は時代とともに変わりつつありますが、職場、家庭、地域などにおける慣習や慣行の中にも、いまだに見受けられます。

近年は、性的指向や性自認などによる偏見や差別を解消し、幅広く多様な価値観を包摂した社会の実現が求められており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの契機として、性的マイノリティへの理解と支援への関心が高まっています。

市では、さまざまな広報・啓発活動を通じて、人々の意識の中に長い時間をかけて作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を目指します。

（1）男女共同参画意識の啓発

・ ・ 主な取組み ・ ・

① 男女共同参画、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに関する広報・啓発の推進

職場や家庭、地域などのあらゆる場において、性別に基づく固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに基づいた慣習・慣行を見直すことができるよう、男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発や教育に努めます。

② 男女共同参画を推進する学習機会の充実

あらゆる世代の人々が、生涯を通じて男女共同参画の意識を高め、互いを尊重しながら自らの意思と責任で社会へ参画していくことができるよう、男女共同参画に関する学習の機会を充実します。

（2）男性と子どもにとっての男女共同参画の理解の促進

・ ・ 主な取組み ・ ・

① 男性にとっての男女共同参画に関する広報・啓発

性別に基づく固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを解消するための意識啓発を行うとともに、男性にとっての男女共同参画の意義について男性自身が理解を深め、家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう、男性を対象とした広報・啓発を推進します。

② 男性の子育て・介護への参画の支援・促進

男性が家事・育児・介護を積極的に行えるよう、家事・育児・介護等についての学習機会の提供や、支援体制の充実を図るとともに、男性が家事や育児、介護などに参画することに対する周囲の理解を深め、男性がそれらの活動に前向きに参画できるよう、広報・啓発活動などを行います。

また、子育て家庭や家族介護者同士の交流の場の提供を行います。

③ 子どもの頃からの男女共同参画についての理解の促進

次代を担う子どもたちが、性別にとらわれず互いに認め合い、個性と能力を発揮するとともに

に、将来を見通した自己形成ができるよう、幼少期から家庭、地域、学校などのさまざまな場において、男女共同参画についての理解の促進を図ります。

(3) 多様な性に関する啓発

・ ・ 主な取組み ・ ・

① 性的指向、性自認に関する啓発を通じた理解の促進

「性的指向」や「性自認」に関する理解を深め、LGBTQなどの人々に対する誤解や偏見をなくし、互いが尊重し合い、誰もが自分らしく生きる社会を目指して、啓発に取り組みます。

基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

男女共同参画社会の実現には、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が重要であり、そのためには、長時間労働の抑制や働き方の見直しと働きやすい職場環境づくり、育児・家事・介護に関する環境の整備や支援が必要です。

2019年（平成31年）に順次施行された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「働き方改革関連法」により、働き方改革に関する企業の取組み、保育の受け皿の整備、両立支援などが推進されていますが、依然として、育児や介護などを理由に働きたいと思いつつも求職していない女性は多く存在しています。

また、親が仕事などで忙しく、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことを指す「ヤングケアラー」について、2020年度（令和2年度）に国が行った調査によると、中学生で5.7%、高校生で4.1%いるということが明らかになりました。

市では、事業所、団体、労働者、行政などが連携する中で、男女がともに家事・育児・介護などの家庭での役割と責任を果たしつつ、やりがいや充実感を感じながら働くことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

（1）ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発の推進

・ ・ 主な取組み ・ ・

① ワーク・ライフ・バランスに関する意識の普及啓発

ワーク・ライフ・バランスの推進は、生産性の向上や生活の充実につながるものであり、事業所、従業員双方にとって有益であり、ひいては社会経済の活性化にもつながること期待されています。性別や年齢に関わらず、あらゆる立場の人に理解され普及する必要があります。

働きながら、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等の個人の時間を持ち、豊かな生活を送れるようにするため、市民や事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発に取り組みます。

また、ヤングケアラーについては、依然として社会認知度が低く、子ども自身や周囲の大人が気づきにくいという課題があることから、早期発見につなげていくために関係機関との連携を強化するとともに、ヤングケアラーに関する周知・啓発に取り組みます。

② 職場における仕事と家庭・地域との両立支援の取組みの促進

男女がともに、仕事と、家庭生活や地域活動の両立ができるよう、長時間労働の抑制や働き方の見直しについての意識啓発を図ります。

育児・介護休業などの取得に対する理解促進のため、事業所における先進的な事例などの情報収集を行い、市民や市内事業所へ情報提供を行います。

③ 働きやすい職場環境づくりの推進

職場でともに働くスタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、それぞれのキャリアと人生を応援しながら、組織としての成果（業績）を上げつつ、自らも充実した生活を送ることができる経営者・管理職を増やすため、市内事業所や団体に対する情報提供や啓発に努めます。

性別や年齢、国籍、障害の有無などによらない就業の促進と、従業員が妊娠・出産、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりの促進などについて、市内事業所や団体に対して、意識啓発と関係制度の周知を図ります。

(2) 仕事と生活の両立支援

・ ・ 主な取組み ・ ・

① 切れ目のない子育て支援

安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、保健、医療、福祉および教育の分野が連携し、妊娠、出産期から子育て期にわたるさまざまな不安やニーズに対する切れ目のない支援を行い、仕事と子育ての両立が図られるよう取り組みます。

② 多様化する保育ニーズに対応した子育て支援

共働き世帯の増加や、リモートワークなど新しい働き方の進展などにより多様化する保育ニーズに的確に対応できるよう、保育サービスの充実を図り、誰もが子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組みます。

③ 介護のための支援体制の充実

仕事と介護の両立を図るため、地域包括支援センターを中心として、医療・介護・保健・福祉サービスの連携を深め、家族介護者への支援なども含めた総合的な介護支援体制の充実を図ります。

基本目標6 地域活動における男女共同参画の推進

人々にとって、地域は家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、地域の中で誰もがいきいきと暮らせることは、男女共同参画社会の実現に大変重要なことです。

少子高齢化の進展や、共働き世帯の増加などにより、地域の繋がりが希薄化し、地域の力や災害時などにおける共助機能の低下が懸念されています。

また、活力ある持続可能な地域社会であるためには、性別や年齢などに関わらず多様な人々の地域活動への参画が必要です。

市では、性別や年齢などにより役割が固定化されることなく、多様な人々が地域活動の担い手として活躍し、地域力や防災力を維持向上していくことができるよう、地域活動における男女共同参画の推進を図ります。

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

・ ・ 主な取組み ・ ・

① 地域活動への参画促進

さまざまな視点を持つ人々が、ワーク・ライフ・バランスを図りながら、地域において豊かな生活を送るための市民活動やコミュニティ活動に参画することで、地域の多様化する課題・ニーズに対応することができるよう、地域における仲間づくり、自己啓発のための学習機会の提供などを行います。

② 地域活動における女性リーダーの育成

地域活動において、多様な市民が登用され、男女共同参画の視点や女性の意見を取り入れた活動が推進されるよう、リーダーとして活躍する女性を育成するため、教育機会の提供や意識啓発などに取り組みます。

③ 地域の防災力の向上のための女性の参画支援

男女の人権を尊重して安全・安心な災害対応ができるよう、災害時におけるニーズや配慮すべき事項の男女の違いに配慮するため、防災分野における女性の参画を推進し、避難所での対応や備蓄物資などに男女それぞれの視点を反映していきます。

《第 3 章》
推進体制の充実

第3章 推進体制の充実

男女共同参画社会の形成をより一層促進していくためには、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映することが必要であり、組織横断的な取組みを継続的に行うとともに、市民や地域などとの協働、国や東京都などの関係機関との連携により、施策を総合的に推進していきます。

1 羽村市男女共同参画推進委員会の運営

男女共同参画に関する関係部署の施策を一体的に推進するため、全庁にわたる横断的な推進組織として、男女共同参画推進委員会を運営し、市の取組みの充実を図ります。

2 羽村市男女共同参画推進会議の運営

男女共同参画施策の充実および推進を図るため、知識経験者、関係団体の代表者、公募市民などで構成される男女共同参画推進会議を運営し、市の取組みの充実を図ります。

3 官公署等関係機関との連携強化

国や東京都をはじめ、経済団体や各種団体との情報交換、意見交換、その他必要な連携を図ります。

4 市内事業所や市民活動団体との連携体制の構築

男女共同参画に積極的に取り組んでいる市内事業所や市民活動団体との連携体制を構築し、事業の協働実施などを展開します。